本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月三日にバンコクで

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　小町恭士

タイ王国財務大臣
ゴーン・チャティカワニット閣下

（タイ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタイ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月三日にバンコクで

タイ王国財務大臣
ゴーン・チャティカワニット

タイ王国駐在
日本国特命全権大使　小町恭士閣下

○厚生労働省告示第五百一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一第四号中「ケトチフェン」の下に「。ただし、点鼻剤を除く。」を加える。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百四十四号を第二百四十五号とし、第六十号から第二百四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。

六十　ケトチフェン。ただし、点鼻剤に限る。

○厚生労働省告示第五百二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項に規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第五百一号）により指定が変更された医薬品については、この告示の適用の日から起算して一年間とする。

○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道紋別郡西興部村字上藻一〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上藻一〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道常呂郡置戸町字秋田四一八の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一八の三（次の図に示す部分に限る。）、四二一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道上川郡清水町字下佐幌一〇〇〇の一・一〇〇〇の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道富良野市字下フラノ一七九九の一四地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七九九の一四・一七九九の六四・一七九九の六六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道上川郡愛別町字豊里二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二・一〇一二・字北町三五九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備